

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和元年(2019年)5月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】一旦閉鎖された工場を,委託者の強い要請で受託者が新たに設備投資をして再開。しかし生産委託規模が目安の3分の1前後に留まり,契約も2度目の更新なく終了したため受託者が委託者に損害賠償を請求。契約上の付随義務違反を認め一部損害賠償の支払を命じた(平成29年11月30日東京高裁)

【2】Yは本件各建物を所有していたが,Aがそれを買受けXに売却。XはYに対し本件各建物の明渡しと賃料相当損害金の支払を求めたところ,YA間の本件不動産の売買契約自体が経済的合理性を著しく欠き公序良俗に反する暴利行為に当たるとしてXの請求を棄却した(平成30年3月15日東京高裁)

【3】福島原発事故で土壌が放射性物質に汚染されたとして東京電力に対し放射性物質の除去等を求めた事案。本判決は原告の請求を不適法却下した原判決を一部取消し,土壌を取除き客土することを求める請求は特定されており訴えは適法として審理を差戻した(平成30年3月22日仙台高裁)

【4】使用人実体のないBをX社の生命保険募集人として登録する書面をXが偽造したこと等から,生命保険会社がXとの生命保険募集代理店契約を解除。Xが解除の無効などを主張して提訴。本判決は解除を有効としXの請求を棄却した原判決を追認し控訴を棄却(平成30年6月14日東京高裁)

【5】福島原発事故により汚染された土地の所有者が東京電力に対し妨害排除請求として土地上の樹木の伐採・抜根と地表から5センチ以上の表土の撤去を求めた事案。土地の使用収益を東電が妨害していないとして請求を棄却した原判決の結論を肯定(平成30年9月20日仙台高裁)

【6】取締役Yが自社代表取締役Xの退任を求めて,Xが会社等の利益を犠牲にして自己利益を図っていること,女性問題,ハラスメント行為等を適示した文書を証券取引等監視委員会に配布しXが名誉棄損で提訴。一部慰謝料の請求を認めた原審を維持しYの控訴を棄却(平成30年10月17日東京高裁)

【7】人身傷害補償保険,搭乗者傷害保険及び傷害総合保険における支払要件の「急激かつ偶然な外来の事故」について偶然ではないとして,主張立証責任を負うX(自動車事故で死亡したAの相続者)の請求を否定。車両保険45万円の請求のみ認容した事例(平成30年1月31日東京地裁)

【8】Xの未成年後見人でありYの保険外交員でもあった被告補助参加人Zが,Xが成人する前後にYと保険金受取人をZとする複数の生命保険契約を締結したことや契約者貸付にかかる借入等に対し,Xが無効を主張して提訴したが,訴えのほとんどが棄却された(平成30年3月20日東京地裁)

(商事法)

【9】魚類の卸販売業X社が,食肉・食肉加工販売業Y社の東京営業所長と称するEと鮪の売買契約を締結し出荷したが,Yが売買代金の支払を拒んだためXが提訴した事例。本判決はYのEに対する商号使用の許諾を認定し,名板貸責任を負うべきとしてXの請求を認容(平成29年5月29日東京地裁)

(知的財産)

【10】特許無効審判請求をした原告が,審判請求は成り立たない旨の審決の取消しを求めた事案であって,新規事項追加の判断に誤りがあるとして審決を取消した事例(平成31年4月22日知財高裁)

【11】特許無効審判請求をした原告が審判請求は成立しない旨の審決の取消しを求めた事案。「本件訂正発明1は,当業者が甲3に基づいて容易に発明をすることができたものと認められるから,これと異なる本件審決の判断は誤りである」として審決を取消した(平成31年4月25日知財高裁)

【12】原告は「ABCカイロブラクティック」と標準文字で横書きして構成され,「カイロブラクティック」等を指定役務とする商標権を有するところ,整体院を営む被告が被告標章を使用し原告の商標権を侵害するとしてその使用差止等を求めたが,同請求が棄却された事例(平成31年4月10日東京地裁)

(民事手続)

【13】Xが、その夫Yに対し兩名の長男Aの引渡しを命ずる審判を債務名義として間接強制の申立てをした事案において、かかる申立ては権利の濫用に当たるとして申立てを却下した事例(平成31年4月26日最高裁)

【14】XはYのZ銀行に有する預金債権の全部を対象とする「全店一括順位付け方式」にて債権差押命令を申立てたが、債権の識別ができないとして却下されたため、準抗告したところ、差押債権の特定は可能として原決定を取消しうえ執行裁判所に差戻された(平成30年1月19日名古屋高裁)

(刑事法)

【15】公然わいせつ事案において原判決は精液様の遺留物のDNA型鑑定において他人のDNAが混合した疑いを払拭できないとして被告人無罪としたが、本判決は原判決は科学的根拠を欠いた推測で鑑定の信用性の判断を誤り重大な事実の誤認をしたとして破棄し控訴を棄却(平成30年5月10日最高裁)

【16】平成28年改正前の刑訴法157条の3(証人尋問に際しての証人の遮蔽)及び157条の4(ビデオリンク方式による証人尋問)の各規定が憲法37条1項,2項前段,82条1項に違反しないことは当裁判所の判例の趣旨に徴して明らかであるから上告を棄却するとされた事例(平成31年4月19日最高裁)

(公法)

【17】認可金融商品取引業協会が、同協会所属の金融商品取引業者Aの外務員として登録されていた原告に勧誘に関わる法令違反行為があったとして外務員登録の取消処分をしたところ、原告がその処分取消しを求めた事案。本判決は処分を違法としてその取消を認めた(平成29年4月21日東京地裁)

(社会法)

【18】使用者Yと労働組合Aとの間の合意により当該労働組合に所属する労働者Xの未払賃金に係る債権が放棄されたということとはできないとされた事例(平成31年4月25日最高裁)

【19】離婚を申出た夫Aが別居の約9か月後に死亡、妻Xが遺族厚生年金の裁定を請求したが、生計同一性要件を満たさないとして不支給としたためXが国に決定取消を求めた事案。原判決は請求を棄却しXが控訴、本判決は実態として生計維持関係を認めXの請求を認容(平成29年6月20日福岡高裁)

【20】学校法人Yに解雇された大学教授Xが解雇の無効を主張し解雇の翌月以降の賃金及び賞与の支払いを請求した事案。本判決は、解雇を無効と認めた原審を維持し、賞与について原審で棄却された部分及び控訴審で追加された部分についても請求を認めた(平成30年6月18日東京高裁)

【21】外壁塗装リフォーム業者の被告が自ら管理・運営する口コミサイトにおいて、架空の投稿を元にしてランキング1位と表示するのは不正競争防止法の不正競争に該当するとして同業者である原告が損害金の支払を求めた事案で、原告の請求を認容した事例(平成31年4月11日大阪地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 東京高判平成29年11月30日 判例時報2397号14頁

平成29年(ネ)第1908号 損害賠償請求控訴事件(変更・請求一部認容(上告・上告受理申立,後に取下げ,確定))

一旦閉鎖された工場を委託者(子供服生産)の国内専用工場とする強い要請を受け,契約締結交渉が開始され,受託者において事業採算性を試算の上年間6万枚,売上高1億5000万円程度が採算ラインであることを前提として,工場再稼働の一応の合意がされ,受託者において工場に新たな設備投資をするとともに,閉鎖に際して解雇した熟練の工員を再稼働するなどして,初期費用を投じて工場再稼働に漕ぎ着け,前記採算ラインを想定する生産体制が構築された。その上で,生産期間を短縮若しくは生産金額を縮小した場合には受託者に生じた被害金額につき委託者が保証する旨の保証条項を含む覚書案が受託者側から送付され,委託者から保証条項を削除する代わりに信義誠実に従い合理的な理由なく委託規模が著しく縮小することのないよう努力する旨の条項を追加した修正案が送付され,これら経過を踏まえて,契約期間を2年間から3年間にするとともに,年間6万枚,売上高1億5000万円との生産委託規模が目安として明示され,継続契約に配慮する旨の条項を追加した生産委託契約書が作成・調印された。ところが,その後の工場の売上高は目安の3分の1前後に止まり,契約も一度は自動更新されたものの,2度目の更新は行われず,終了となった。このような事案において,受託者が,委託者に対し,主位的に債務不履行に基づく逸失利益(発注不足額相当額)の損害賠償を請求し,予備的に最低売上高1億5000万円が維持されるとの信頼ないし期待を侵害して不足の損害を与えることのないよう配慮すべき契約上の付随義務ないし保護義務違反による損害賠償を請求した(請求額は約1億1070万円)

。 原判決(東京地判平成29年3月15日,判例時報2397号19頁)は,主位的請求を認めず,契約上の付随義務ないし保護義務については,その存在は認めたと,相応の努力をしたことが窺われるとして義務違反は認めず,請求を棄却した

。 控訴審は,同じく主位的請求を認めず,予備的請求につき,委託者には,生産委託契約において,受託者が工場の再稼働に伴う初期投資費用を回収し採算を維持することができるように配慮すべき契約上の付随義務があると判示した上で,新生児服の具体的な需要の推移等の関係で合理的な理由に基づき発注量が目安に満たなかった事情や努力義務を尽くしたとみるべき事情は認められないと判示し,5932万9000円の請求を認容した。

(2) 東京高判平成30年3月15日 判例時報2398号46頁

平成29年(ネ)第1016号 建物明渡等請求控訴事件(取消,請求棄却(上告受理申立て(上告不受理)))

Yは,本件各建物を所有し,そのうちの店舗兼共同住宅1階でスナックを営んでいる。Xは,本件各建物を含む本件各不動産について,Yから買い受けたAから売却を受けた者であり,Yに対し,本件各建物の明渡,不法行為に基づき賃料相当損害金の支払いを求めたところ,YA間の本件各不動産の売買契約が暴利行為にあたるか否かが争われた。

本判決は,暴利行為の判断について,原審と判断を異にし,本件各不動産の客観的交換価値は少なくとも1億3130万円以上であり,売買代金6000万円はその半分にも満たないこと,Yは生活の本拠のほか賃料収入も得られなくなり,今後の生活費等は手元に全く残らない状況に陥っており,経済的取引としての合理性を著しく欠く等として,公序良俗に反する暴利行為に当たるとして,Xの請求を棄却した。

(3) 仙台高判平成30年3月22日 判例時報2397号44頁

平成29年(ネ)第185号 農地所有権に基づく放射性物質除去請求控訴事件(一部取消・差戻(上告・上告受理申立,上告棄却・不受理))

福島県内に田畑を所有し農業を営む者(原告・控訴人)が,東日本大震災による福島原発事故により土壌が放射性物質に汚染されたと主張し,東京電力(被告・被控訴人)に対し,所有権に基づく妨害排除請求として,放射性物質の除去等を求めた事案において,原判決(福島地裁郡山支部平成29年4月14日判決,判例時報2397号49頁掲載)は原告の請求をいずれも不適法却下した。控訴審は,土地に含まれる原子力発電所由来の放射性物質の除去請求,土地に含まれる放射性物質セシウム137の濃度を1キログラム当たり50ベクレルまで低減させることを求める請求については請求が特定されていないとして不適法却下した原判決の結論を肯定したが,土地の表面から30センチメートル以上の土壌を取り除いて客土することを求める請求については,客土工は現実に広く行われている農業土木工事であり,土地に立ち入って土壌を取り除き,造成,整地などして控訴人の所有物を変容することを承認することも明らかになっているから,作為の内容が明らかでないとは言えず,請求が特定されているから訴えは適法であると判断し,原判決を取り消し,審理を差し戻した。

(4)東京高判平成30年6月14日 金法2112号54頁

平成29年(ネ)第5566号 地位確認等請求控訴事件(控訴棄却)

A社は、生命保険会社であるY社と生命保険募集代理店契約を締結していたが、生命保険募集代理店事業をX社に承継させ、X社とY社は、平成26年5月7日、本件生命保険募集代理店契約を締結した。Y社は、本件生命保険募集代理店契約締結後間もなく、X社の生命保険募集人として登録されたBについて、X社の使用人としての実体がなく、X社の使用人としてX社の生命保険募集人に変更する旨のB名義の登録事項変更連絡書もBの意思に基づかず作成されたとの情報を得た。Y社は、所要の調査を経て、上記の事由およびその他の事由を根拠として、平成26年10月、本件生命保険募集代理店契約の定める1カ月の予告期間をおき、同年11月末日をもって本件生命保険募集代理店契約を解除する旨の意思表示をした。X社は、(1)本件生命保険募集代理店契約を締結するにあたり、やむをえない事情がなければ解除することができない旨を黙示に合意した、(2)そうでなくとも本件解除は信義則に反し無効であると主張して解除の効力を争ったほか、(3)仮に解除が有効であったとしても、X社に不利な時期に行われたとして損害賠償を請求した。原判決は、本件生命保険募集代理店契約の解除が有効であると判断し、Xの請求をいずれも棄却したところ、これを不服とするXが控訴した。

本判決は、(1)X社とY社が本件生命保険代理店契約を締結するにあたり、やむをえない事情がなければ解除することができない旨を黙示に合意したとは認めるに足りず、(2)生命保険会社にとって、生命保険募集代理店に所属する生命保険募集人の構成を正確に把握することは、当該代理店において適正な募集事務を行うことができるか否かを管理、監督する上で重要であるから、使用人としての実体のないBをX社の生命保険募集人として登録する旨の登録事項変更連絡書を偽造したことは、生命保険募集代理店としての適格を欠くとして、本件解除には合理的な理由があるため有効であると判断した。また、(3)本件解除がX社に不利な時期にされたとはいえないとして、損害賠償請求も認めなかった。

(5)仙台高判平成30年9月20日 判例時報2397号44頁

平成30年(ネ)第113号 放射性物質除去等請求控訴事件(控訴棄却(確定))

東日本大震災による福島原発事故により、福島県いわき市の山林の所有者が、同山林の土地が放射性物質に汚染され、土砂採取事業を行うため放射性物質を除去する必要があるとして、東京電力に対し、所有権に基づく妨害排除請求として土地の樹木の伐採・抜根と地表から5センチメートル以上の表土の撤去を求めた事案につき、裁判所は、原発事故により放射性物質が飛散したとはいえ、請求にかかる行為は自身でもできることであって、東京電力が除染作業をしなければ土地の円滑な利用という所有権の円満な実現が回復できない状態ではないから、所有権に基づく土地の使用収益を東京電力が妨害している状態にあるという評価はできない、と判示して、所有者の請求を棄却した原判決(福島地裁いわき支部平成30年3月28日判決、判例時報2397号56頁掲載)の結論を肯定した。

(6)東京高判平成30年10月17日 金法2113号54頁

平成30年(ネ)第2788号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却)

本件は、株式会社の取締役であるYが、同社の代表取締役であるXについて、その退任を求めて、経営判断に係る検討の不十分性および取締役会の形骸化に関する事実の摘示ないし当該事実を基礎として論評する総論部分と、Xが会社や顧客の利益を犠牲にして自己利益を図っていること、Xの女性問題、ハラスメント行為等に関する個別的なエピソードを摘示する各論部分からなる文書を、証券取引等監視委員会、東京証券取引所や複数の銀行・新聞社等に送付した行為について、名誉毀損の不法行為に当たるとして、XがYに対し5000万円の損害賠償を求めた事案である。Yは、(1)自己の上記行為によってXの社会的評価が低下したことを争うとともに、(2)その違法性判断にあたっては、本件がマスメディアによらない表現行為であることを重視して、名誉毀損の違法性棄却事由に関する定型的基準ではなく、表現の自由・目的・内容等を総合して実質的に違法性を判断すべきと主張し、併せて、(3)Yが摘示した事実について真実でありまたはYが真実と信じたことにつき相当性があると主張して、不法行為の成立を争った。原審は、上記(1)、(2)のYの主張を排斥し、上記文書の総論部分には摘示事実を真実と信ずるにつき相当の理由があると認めた一方、各論部分については多くの部分につき真実であるとも真実と信ずるにつき相当の理由があるともいえないとして、慰謝料150万円の範囲でXの請求を一部認容したところ、これを不服とするYのみが控訴した。

本判決は、(1)Yの行為がXの社会的評価を低下させるべきものであったと認め、(2)名誉毀損の違法性判断基準については、Yの主張するマスメディア型事件と非マスメディア型事件の区別の基準、名誉毀損の行為の主体や当該行為に用いられた媒体等に応じて不法行為の成立又は免責の要件を異なるものとするものの名誉毀損の被害者の救済との関係における正当性等に関して疑問が残る、直ちには採用することができないとして、通常違法性判断枠組みを採用したうえで、(3)まず、Yによる表現行為に公共性・公益性が認められるか判断し、これを肯定したうえで、次に、原審が不法行為の成立を認めたYの摘示事実の各論部分について、真実であるとも真実と信ずるにつき相当の理由があるともいえないと判示した。

(7)東京地判平成30年1月31日 判例時報2398号93頁

平成26年(ワ)第28160号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

Aは,Yとの間で,人身傷害補償保険,搭乗者傷害保険,車両保険を内容とする自動車保険契約,また,傷害総合保険契約を締結していたところ,Aは,自動車ごと路外に転落し,死亡した(以下,本件事故)。Aを相続したXは,Yに対し,人身傷害補償保険金3000万円,搭乗者傷害保険金1000万円,車両保険金45万円,傷害総合保険金850万円の合計4895万円の支払いを請求した。

本判決は,人身傷害補償保険,搭乗者傷害保険及び傷害総合保険における支払要件の「急激かつ偶然な外来の事故」について,偶然ではないとして,主張立証責任を負うXの請求を否定し,他方で,車両保険における支払要件の「偶然な事故」については,Yが故意免責の主張立証責任を負うことを前提に,偶然性は認められないが,Aの故意によって生じたものとまで認めるには足りないとして,45万円の請求については認めた。

(8)東京地判平成30年3月20日 金法2112号67頁

平成26年(ワ)第33625号 損害賠償請求事件(請求一部認容・一部棄却)

本件は,Xが原告となり,Yを被告として,(1)Xの未成年後見人であると同時にYの保険外交員であった被告補助参加人Zが,Xが成人する前に,Xを代理して,Yとの間で,保険金受取人をZとする内容の複数の生命保険契約を締結したことが,利益相反行為,無権代理または代理権濫用に当たりいずれも無効であり,また,Zが,Xが成人した後に,Xに無断で,Xを契約者,Zを保険金受取人としてYとの間で締結した複数の生命保険契約がいずれも無効であり,さらに,(2)Zが上記各保険契約を締結したことはYの保険取扱者としての職務上の注意義務に違反し,Yは使用者責任を負うなどと主張して,不当利得または不法行為に基づき,上記各保険契約に基づきXの財産から出捐された保険料合計983万2359円に弁護士費用98万円を加えた額である1081万2359円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに,(3)これらと選択的に,上記各保険契約が有効に締結されていたとしても,ZがXの成人後にXに無断で行った上記各保険契約の契約者変更,契約者貸付に係る借入および解約等は無効であり,YがZによる無断解約等を防止する措置を講じる義務を怠ったことが不法行為に当たると主張して,有効に存続している保険契約については,これを解約する意思表示をした上で,解約返戻金として744万円,保険期間が満了している保険契約については,満期保険金請求として513万1406円,その余の保険契約については,不法行為に基づく損害賠償請求として51万9052円および弁護士費用130万円の合計1439万458円並びにこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

本判決は,(1)未成年後見人による行為が利益相反行為に該当するかどうかは,当該行為自体を外形的・客観的に考察して判定すべきであるが,生命保険契約における死亡保険金請求権は,保険契約者の払い込んだ保険料と対価関係に立つものではなく,生命保険契約が,被保険者の死亡という保険事故の発生時に保険給付を受けるという性格のみならず,保険契約者が満期保険金や解約返戻金の支払を受けることにより貯蓄の払戻しを受けるという貯蓄的性格をも有する契約であり,その内容も様々なものがありうることからすると未成年後見人が死亡保険金受取人と定められることによって得る利益と保険契約者である未成年被後見人の保険料の負担との関係を一律に決することは困難であり,この点からも,未成年後見人が未成年被後見人を契約者として自らを死亡保険金受取人とする生命保険契約を締結することが一律に利益相反行為に当たると解することは相当でなく,また,本件の各保険契約は,いずれも契約者が一定期間契約を継続することで解約返戻金または満期保険金の支払により利益を得ることができるという貯蓄性のあるものであり,あるいは災害時や入院時に給付金を得られる内容のものであって,いずれも未成年被後見人の利益となるものと認められることなどから,代理権の濫用にも当たらないとして,本件各保険契約は,そのうちXの同意があったと認められない一契約(ただし,同契約についての不当利得返還請求権については消滅時効完成)を除き,有効であると判断した。また,(2)上記のXの同意があったと認められない一契約(ただし,同契約についての不法行為に基づく損害賠償請求権についても消滅時効完成)を除き,使用者責任の不法行為も成立しないと判断した。他方,(3)選択的請求については,Zによる一部契約についての契約者貸付および解除について,Xの承諾があったとは認められないとして,当該契約についての解約返戻金744万円及びこれに対する遅延損害金の請求を認めた。

【商事法】

(9)東京地判平成29年5月29日 判例タイムズ1458号234頁

平成28年(ワ)第14532号 売買代金請求事件(認容,控訴)

魚類の卸売業及び水産物の販売等を目的とする株式会社Xが,食肉及び食肉加工品の販売等を目的とする株式会社Yの東京営業所長と称する者Eとの間で,鮪の売買契約を締結し出荷したが,XがYに鮪の売買代金の支払いを求めたところ,Yが拒んだため,XがYに対し支払いを求めて提訴した。

本件では,鮪の売買契約に基づく債務について,Yが会社法9条の責任を負うかが争点となり,本判決は,YのEに対する商号使用の許諾があったと認定した上で,Yは,食肉等の販売,ハム等の製造並びに販売等を業とし,卸売り,百貨店等における催事での販売及び店舗販売をしているのであり,鮮魚を仕入れて販売したことはないのだから,

鮪の売買はYの営業の範囲内の行為ということとはできないとしつつ、Yは、食肉加工品を製造するために生肉を仕入れているところ、Eは、Xとの間で鮪の売買をするにあたり、百貨店等における催事において、食肉加工品とともに鮪を販売すると説明していたものであり、いずれも生鮮食料品の仕入れであって、Xにおいて、鮪の売買をYとの取引と誤認するおそれが十分にあったというべきであるから、Yにおいて名板貸し責任を負うべき特段の事情がある場合に当たると判断し、Xの請求を認容した。

【知的財産】

(10)知財高判平成31年4月22日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10122号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/623/088623_hanrei.pdf

特許無効審判請求をした原告が、審判請求は成り立たない旨の審決の取消しを求めた事案であって、新規事項追加の判断に誤りがあるとして、審決を取消した事案。

原告は、構成Eの「直ちに」との文言を追加する本件補正は、本件当初明細書等に記載された事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないとした審決の判断が誤りであると主張する。

ここで、構成Eの「直ちに」は、「受信次第」との文言と併せて、海底局送受信部の位置を決めるための演算を行う時期を限定するものであるから、当該文言を追加する本件補正がいわゆる新規事項の追加に当たるか否かは、構成Eのうち演算を行う時期について特定する「前記海底局送受信部の位置を決めるための演算を受信次第直ちに行うことができるデータ処理装置」との構成(以下「位置決め演算時期構成」という。)が、本件当初明細書等に記載された事項との関係において、新たな技術的事項に当たるか否かにより判断すべきである。

本件当初明細書等の記載について、本件補正前の特許請求の範囲には「直ちに」との文言は使用されていないし、その余の文言を斟酌しても位置決め演算時期構成と解し得る構成が記載されていると認めることはできない。また、本件当初明細書には、先願システム及び本件発明の実施の形態において、海底局の位置を決めるための演算(以下「位置決め演算」という。)は、海底局からの音響信号(又はデータ)及びGPSからの位置信号に対して行われるものであって、船上局又は地上において実行されることが開示されている。しかし、本件当初明細書には、位置決め演算の時期を限定することに関する記載は見当たらない。

この点に関し、審決は、データ処理装置による位置決め演算には、船上で行う場合と、船上で受信したデータを地上に持ち帰って行う場合とがあるところ、後者の場合にはそれなりの時間がかかるから、技術常識をわきまえた当業者であれば、構成Eの「受信次第直ちに」とは、船上で演算を行う場合を指すと理解すると認められると判断した。

しかし、位置決め演算を船上で行うか地上で行うかは、位置決め演算を実行する場所に関する事柄であって、位置決め演算を実行する時期とは直接関係がない。そして、位置決め演算を船上で行う場合には、海底局及びGPSの信号を受信した後、観測船が帰港するまでの間で、その実行時期を自由に決めることができるにもかかわらず、位置決め演算を「受信次第直ちに」実行しなければならないような特段の事情や、本件発明の実施の形態において、当該演算が「受信次第直ちに」実行されていることをうかがわせる事情等は、本件当初明細書に何ら記載されていない。

したがって、「受信次第直ちに」との文言を、船上で位置決め演算を行う場合を指すと解することはできない。よって、本件当初明細書に、位置決め演算時期構成が記載されていると認めることはできない。

以上検討したところによれば、本件当初明細書等に位置決め演算時期構成が記載されていると認めることができないから、構成Eに位置決め演算を「受信次第直ちに」行うとの限定を追加する本件補正は、本件当初明細書に記載された事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものというべきである。したがって、この点についての審決の判断には誤りがあり、その誤りは結論に影響を及ぼすものである。

(11)知財高判平成31年4月25日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10061号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/668/088668_hanrei.pdf

特許無効審判請求をした原告が、審判請求は成り立たない旨の審決の取消しを求めた事案であって、「本件訂正発明1は、当業者が、甲3に基づいて、容易に発明をすることができたものと認められるから、これと異なる本件審決の判断は誤りである」として、審決を取消した事案。

(1) 甲3記載の実施例4(引用発明2)において、ナトリウムイオンを、通常のように、第一単一溶液及び第二単一溶液の両方に配合させる構成とすることは、当業者が適宜選択し得る設計的事項であるものと認められる。したがって、当業者は、引用発明2において、第一単一溶液のみに配合されているナトリウムイオンを第一単一溶液及び第二単一溶液の両方に配合する構成(相違点(甲3-1-1'))に係る本件訂正発明1の構成)に変更することを容易に想到することができたものと認められる。これと異なる本件審決の判断は誤りである。

(2) 甲3には、引用発明2(実施例4記載の用時混合型の医療溶液)が「急性血液浄化用薬液」であることを明示した記

載はない。

一方で、甲3には、「本発明」の目的の1つは、滅菌されかつ沈殿物を含まず、保存及び使用の間に渡り良好な安定性を保証する「医療溶液」（血液透析、血液透析濾過、血液濾過及び腹膜透析用の透析液、腎疾患集中治療室内での透析用の溶液、通常は緩衝物質を含む置換液又は輸液、並びに栄養目的のための溶液）を提供することにあることの開示がある。この「医療溶液」中の「腎疾患集中治療室内での透析用の溶液」とは、救急・集中治療領域において、急性腎不全の患者に対して行う持続的な血液浄化のための透析用の溶液を含むことは自明である。また、甲3に開示されたその他の内容からすると、「本発明」の実施例である引用発明2の「医療溶液」は、急性腎不全に罹患している患者に適応し得るものと理解できる。

以上の点に照らすと、甲3に接した当業者においては、甲3記載の実施例4(引用発明2)において、当該「医療溶液」を「用時混合型急性血液浄化用薬液」にすることを試みる動機付けがあるものと認められる。したがって、当業者は、引用発明2において、相違点(甲3-1-4')に係る本件訂正発明1の構成とすることを容易に想到することができたものと認められる。これと異なる本件審決の判断は、誤りである。

(12)東京地判平成31年4月10日 裁判所HP

平成30年(ワ)第11204号 商標権侵害差止請求事件 商標権 民事訴訟 (棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/659/088659_hanrei.pdf

原告は、「ABCカイトプラクティック」と標準文字で横書きして構成され、「カイトプラクティック」等を指定役務とする商標権を有するところ、原告が、整体院(被告店舗)を営む被告が被告標章を使用していることが原告の商標権を侵害すると主張して、被告に対し、被告標章の使用の差止め等を求めた事案。

原告の主張に対する被告の主張は、原告商標は、先願登録商標である引用商標に類似する商標であり、かつ、引用商標に係る指定役務と同一又は類似の役務について使用するものであるため、商標法4条1項11号に該当し、これを理由として無効とされるべき、というものである。引用商標は、「ABC」と標準文字で横書きして構成され、「カイトプラクティック」等を指定役務とする。

原告商標の「カイトプラクティック」という構成部分は、原告商標の指定役務との関係において、役務の内容を表示するものにすぎず、強い印象を与えるものではないから、役務の出所識別標識としての称呼、観念は生じない。

他方、原告商標の「ABC」という構成部分は、「カイトプラクティック」の部分と不可分的に結合しているものではなく、分離して観察し得るところ、「ABC」は「初歩。基本。」などの観念も生じる語として需要者に馴染みがある上、「ABC」の文字は役務の内容等を具体的に表すものでもないことからすれば、役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる。そうすると、原告商標の要部は「ABC」の部分であり、この部分のみを抽出して引用商標と比較して商標の類否判断をすることが許される。

原告商標の構成部分である「ABC」と引用商標である「ABC」は、その外観、観念及び称呼がいずれも同一であり、原告商標と引用商標とが同一又は類似の役務に使用された場合に、役務の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるといえることができる。

これに対し、原告は、「ABC」の文字には英単語としての意味がないことから、原告商標の「ABC」の部分はそれのみで役務の出所識別標識としての機能を有するものではないと主張する。

しかしながら、「ABC」の文字に英単語として特定の意味を有するものではないとしても、「カイトプラクティック」の部分、原告商標の指定役務との関係において、役務の内容を表示するものにすぎないのに対し、「ABC」という部分は役務の内容等を具体的に表すものでもないことも考慮すると、同部分は、それのみで役務の出所識別標識としての機能を有するものといえることができる。したがって、原告の主張は理由がない。

以上によれば、原告商標は、商標法4条1項11号に該当し、商標登録無効審判により無効にされるべきものと認められ、原告は、その商標権について権利を行使することができない、として原告の請求は棄却された。

【民事手続】

(13)最三決平成31年4月26日 裁判所HP

平成30年(許)第13号 間接強制決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/646/088646_hanrei.pdf

(裁判要旨)

Xが、その夫Yに対し、両名の長男Aの引渡しを命ずる審判(以下、「本件審判」という)を債務名義として間接強制の申立てをした事案において、かかる申立ては権利の濫用に当たるとして、申立てを却下した事例。

(理由)

本件審判を債務名義とする引渡執行の際、二男及び長女がXに引き渡されたにもかかわらず、A(当時9歳3箇月)については、引き渡されることを拒絶して呼吸困難に陥りそうになったため、執行を続けるとその心身に重大な悪影響

を及ぼすおそれがあるとして執行不能とされた。また、人身保護請求事件の審問期日において、A(当時9歳7箇月)は、Xに引き渡されることを拒絶する意思を明確に表示し、その人身保護請求は、AがY等の影響を受けたものではなく自由意思に基づいてY等のもとにとどまっているとして棄却された。以上の経過からすれば、現時点において、Aの心身に有害な影響を及ぼすことのないように配慮しつつAの引渡しを実現するため合理的に必要と考えられるXの行為は、具体的に想定することが困難というべきであり、本件審判を債務名義とする間接強制決定により、Xに対して金銭の支払を命じて心理的に圧迫することによってAの引渡しを強制することは、過酷な執行として許されないと解される。

(14)名古屋高決平成30年1月19日 判例時報2399号33頁

平成30年(ラ)第49号 債権差押命令申立て却下決定に対する執行抗告事件(取消・差戻(確定))

本件は、Xが債務名義に基づきYが第三債務者(Z銀行)に対して有する預金債権の全部を対象として債権差押命令の申立てをしたが、原決定が全店舗及び全種類の預金債権を対象とする「全店一括順位付け方式」では、差押命令の送達時点において差し押さえられた債権を速やかにかつ確実に識別することができないとして最三決平成23年9月20日を引用し、却下したためXが執行抗告を行った事案である。

本決定は、平成23年最決は、本店及び複数の支店を持つ大規模金融機関を念頭に置き、従前から預金債権の取扱口座を開設した店舗名をもって預金債権を識別管理している社会的実態を背景としたものであり、全ての金融機関に当てはまるものではないとし、近時のいわゆるインターネット専業銀行においては預金債権の管理を本店等一箇所で行っている金融機関がみられ、かかる金融機関では取扱店舗を特定せずとも差押債権の特定の要請を満たすものとみて差し支えないとし、Z銀行についてはその金融機関としての個性及び特性に鑑み差押債権の特定に欠けるところがないと認めるのが相当であると判断し、原決定を取消し、執行裁判所に差し戻した。

【刑事法】

(15)最一判平成30年5月10日 判例タイムズ1458号120頁

平成29年(あ)第882号 邸宅侵入、公然わいせつ被告事件(破棄自判)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/734/087734_hanrei.pdf

公然わいせつの事案において、原判決は、犯行現場で採取された精液様の遺留物について実施されたいわゆるSTR型によるDNA型鑑定について、15座位のSTR型の検出状況を分析した結果等に基づいて、遺留物が1人分のDNAに由来し、被告人のDNA型と一致するとした鑑定の信用性を、本件資料に他人のDNAが混合した疑いを払拭できないとして否定し、被告人を無罪とした。これに対し、本判決は、同鑑定が遺留物を1人分のDNAに由来するとした理由の重要な点を見落とし、科学的根拠を欠いた推測によって、鑑定の信用性の判断を誤り、重大な事実の誤認をしたというべきであるとして、刑訴法411条3号により原判決を破棄し、控訴を棄却した。

(16)最二判平成31年4月19日 裁判所HP

平成30年(あ)第1333号 強制わいせつ致傷、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(千葉県)違反、建造物侵入、傷害被告事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/617/088617_hanrei.pdf

(判旨)

平成28年改正前の刑訴法157条の3(証人尋問に際しての証人の遮へい)及び157条の4(ビデオリンク方式による証人尋問)の各規定が憲法37条1項、2項前段、82条1項に違反しないことは、当裁判所の判例の趣旨に徴して明らかであるから、上告には理由はなく、上告を棄却する。

【公法】

(17)東京地判平成29年4月21日 判例タイムズ1458号196頁

平成27年(行ウ)第315号 処分取消請求事件(認容、確定)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/461/087461_hanrei.pdf

認可金融商品取引業協会(被告)が、同協会に所属する金融商品取引業者であるA社の外務員として外務員登録原簿に登録されていた原告について、有価証券の売買等の取引において、顧客に対し当該有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘するという法令違反行為があったとして、A社に対し、金融商品取引法64条の5第1項2号の規定により、原告に係る外務員の登録を取り消す旨の処分をしたため、原告が、その処分の取消しを求めた。

本判決は、原告は、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者にあたり、その取消訴訟における原告適格を有するとしたうえで、原告が提供した情報は、金融商品取引業等に関する内閣府令1条4項14号所定の法人関

係情報に該当するが、本件では同号にいう顧客に対する勧誘行為があったとはいえ、本件処分は、行政手続法14条1項本文の定める理由提示の要件を欠き違法であるところ、それは原告にとっても行政事件訴訟法10条1項にいう「自己の法律上の利益に関係のない違法」であるとはいえないとして、原告がなした当該処分の取消しを認めた。

【社会法】

(18) 最一判平成31年4月25日 裁判所HP

平成29年(受)第1889号 未払賃金等、地位確認等請求事件(一部破棄自判、一部差戻し)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/638/088638_hanrei.pdf

(裁判要旨)

使用者Yと労働組合Aとの間の合意(以下、「本件合意」という)により当該労働組合に所属する労働者Xの未払賃金に係る債権が放棄されたということとはできないとされた事例。

(理由)

本件合意はYとAとの間でされたものであるから、本件合意によりXの賃金債権が放棄されたというためには、本件合意の効果がXに帰属することを基礎付ける事情を要するところ、本件においては、この点について何ら主張立証はなく、AがXを代理して具体的に発生した賃金債権を放棄する旨の本件合意をしたなど、本件合意の効果がXに帰属することを基礎付ける事情はうかがわれない。

(19) 福岡高判平成29年6月20日 判例時報2399号3頁

平成28年(行コ)第47号 遺族厚生年金不支給決定処分取消請求控訴事件(取消・請求認容(確定))

本件は、夫Aが妻Xに離婚を申し出て別居し、Aが別居の約9か月後に死亡したため、Xが処分行政庁に対し遺族厚生年金の裁定を請求したが、生計同一性要件を満たさないとして不支給決定を受け、XがY(国)に対し決定の取消しを求め提訴したが、原判決は、別居期間中の音信不通状態やXが離婚調停を申し立てた等の事情により生計同一性要件を満たさないとして請求を棄却したため、Xが控訴した事案である。

本判決は、生計同一性要件を満たさないとしつつ、Xの離婚する確定的な意思は認めず、婚姻期間の10年間はAが生活費を渡していたことから別居期間の約9か月もAは生活費を支払う義務があり、Xの離婚調停申立は混乱によるものである等を認定し、本件の事実関係の下において生計維持関係がないとすることは実態と著しく懸け離れ社会通念上妥当性を欠くとして、遺族厚生年金の受給要件に関する「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(厚労省年金局長通知)の認定基準の例外条項に該当するとして、原判決を取り消し、Xの請求を認容した。

(20) 東京高判平成30年6月18日 判例時報2398号106頁

平成29年(ネ)第4271号・4397号 地位確認等請求控訴事件、同附帯控訴事件(一部変更(確定))

学校法人Y(控訴人)に雇用された大学教授X(附帯控訴人)が、Yから懲戒解雇され、さらに予備的に普通解雇されたことから、これらの解雇が無効であると主張して、Yに対し、雇用契約の地位確認を求めるとともに、民法536条2項に基づき、懲戒解雇がなされた月の翌月以降の賃金及び賞与を請求した。

原審はいずれの解雇も無効と認めて地位確認請求を認容したが、賃金請求については、解雇予告手当金の充当を認めて一部棄却し、また、賞与請求については、具体的な権利性が認められる部分のみを認容し、その余を棄却した。

本判決は、各解雇の有効性については原審を維持し、賞与請求については、控訴審におけるXの補充主張により、賞与の支給額が形式的に算定可能であり、具体的な権利性が認められるとして、原審で棄却された部分及び控訴審で追加された部分についても賞与請求を認めた。

(21) 大阪地判平成31年4月11日 裁判所HP

平成29年(ワ)第7764号 損害賠償請求事件 不正競争 民事訴訟 (認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/622/088622_hanrei.pdf

外壁塗装リフォーム業者である原告が、同業者である被告が、自ら管理・運営するいわゆる口コミサイト(本件サイト)において、被告をランキングの1位と表示したことは、被告の提供するサービスの質、内容が全国の外壁塗装業者の中で最も優良であるとして高く評価されているかのような表示をしていた点で、改正前の不正競争防止法2条1項13号(現行法14号)の不正競争(役務の質、内容について誤認させるような表示)に該当するとして、同法4条に基づき、損害金の支払を求めた事案。

被告は、本件サイトにおいて、架空の投稿を表示し、架空の投稿をしているのであって、施主等への通常の投稿の勧誘により被告への高評価の投稿数が1位になるのであれば、そのような架空の投稿までする必要はないはずである。このことに加え、被告は施主等からの投稿日を変更しようとする作為的な態度を示していたことからすると、被告

は、架空の投稿を相当数行うことによって、ランキング1位の表示を作出していたと推認するのが相当である。

以上からすると、本件サイトにおける被告がランキング1位であるという本件ランキング表示は、実際の口コミ件数及び内容に基づくものとの間にかい離があると認められる。

そして、本件サイトが表示するようないわゆる口コミランキングは、投稿者の主観に基づくものではあるが、実際にサービスの提供を受けた不特定多数の施主等の意見が集積されるものである点で、需要者の業者選択に一定の影響を及ぼすものである。したがって、本件サイトにおけるランキングで1位と表示することは、需要者に対し、そのような不特定多数の施主等の意見を集約した結果として、その提供するサービスの質、内容が掲載業者の中で最も優良であると評価されたことを表示する点で、役務の質、内容の表示に当たる。そして、その表示が投稿の実態とかい離があるから、本件ランキング表示は、被告の提供する「役務の質、内容...について誤認させるような表示」に当たると認められるのが相当である、として原告の請求は認容された。

【紹介済み判例】

大阪高決平成30年1月30日 判例時報2398号83頁

平成29年(ラ)第1481号 祭祀承継者指定申立却下審判に対する抗告事件(抗告棄却(確定))

法務速報214号3番にて紹介済み

最二判平成30年7月13日 判例タイムズ1458号114頁

平成29年(あ)第837号 強盗殺人被告事件(破棄差戻)

法務速報207号14番にて紹介済み

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/874/087874_hanrei.pdf

金沢地判平成30年9月13日 判例時報2399号64頁

平成28年(ワ)第150号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

法務速報216号13番にて紹介済み

最三判平成30年9月25日 判例時報2397号3頁

平成29年(行ヒ)第209号 納税告知処分等取消請求事件(上告棄却)

法務速報210号23番にて紹介済み

最一判平成30年9月27日 判例タイムズ1458号100頁

平成29年(受)第659号・平成29年(受)第660号 保険金請求事件(一部上告棄却、一部破棄差戻)

法務速報210号1番にて紹介済み

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/011/088011_hanrei.pdf

最一判平成30年10月11日 判例時報2398号101頁

平成29年(受)第1496号 損害賠償請求事件(上告棄却)

法務速報210号10番にて紹介済み

最二判平成30年10月19日 判例タイムズ1458号95頁

平成29年(受)第1735号 遺留分減殺請求事件(破棄差戻)

法務速報210号2番にて紹介済み

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/060/088060_hanrei.pdf

最二決平成30年10月23日 判例タイムズ1458号110頁

平成29年(あ)第927号 危険運転致死傷、道路交通法違反被告事件(上告棄却)

法務速報211号15番にて紹介済み

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/080/088080_hanrei.pdf

最一判平成30年10月25日 判例時報2399号13頁

平成29年(受)第990号 接見妨害等国家賠償請求事件(破棄差戻)

法務速報211号6番にて紹介済み

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/076/088076_hanrei.pdf

最三判平成30年11月6日 判例タイムズ1458号77頁
平成29年(行ヒ)第226号 違法公金支出損害賠償請求事件(破棄自判)
法務速報211号20番にて紹介済み
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/103/088103_hanrei.pdf

最二決平成30年12月3日 判例タイムズ1458号105頁
平成30年(あ)第582号 不当競争防止法違反被告事件(上告棄却)
法務速報212号17番にて紹介済み
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/168/088168_hanrei.pdf

最二判平成30年12月14日 判例タイムズ1458号92頁
平成30年(受)第44号・平成30年(受)第45号 旧取締役に対する損害賠償,詐害行為取消請求事件(上告棄却)
法務速報212号2番にて紹介済み
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/184/088184_hanrei.pdf

最一判平成30年12月17日 判例タイムズ1458号88頁
平成30年(受)第16号・平成30年(受)第17号 損害賠償請求事件(破棄差戻)
法務速報213号1番にて紹介済み
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/189/088189_hanrei.pdf

最三判平成30年12月18日 判例タイムズ1458号71頁
平成29年(行ヒ)第292号 生活保護変更決定取消等請求事件(破棄自判)
法務速報212号24番にて紹介済み
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/191/088191_hanrei.pdf

最三決平成30年12月18日 判例タイムズ1458号85頁
平成29年(才)第1725号 請求異議事件(移送決定取消)
法務速報216号11番にて紹介済み
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/206/088206_hanrei.pdf

2. 令和元年(2019年)5月20日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 198 1

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律

・・・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた法律。

・閣法 198 11

平成37年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

・・・平成37年に開催される国際博覧について、国際博覧会推進本部の設置、基本方針の策定、博覧会協会の指定、国の補助、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等を定めた法律。

・閣法 198 14

防衛省設置法等の一部を改正する法律

・・・自衛官定数等の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定等を定めた法律。

・閣法 198 15

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律

・・・総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設すること等を定めた法律。

・閣法 198 16

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・預金保険機構の金融機能早期健全化勘定に属する剰余金活用のため、金融機能早期健全化業務の終了の日前における国庫納付、金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定への繰入れ等を定めた法律。

・閣法 198 17

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律

・・・国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準の改定、選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出を可能とすること、投票管理者及び投票立会人並びに開票立会人の選任要件の緩和等を定めた法律。

・閣法 198 18

電波法の一部を改正する法律

・・・電波利用料の料額の改定、特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備、実験等無線局の開設等を定めた法律。

・閣法 198 19

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

・・・下級裁判所の判事の員数の増加、裁判官以外の裁判所の職員の員数の減少を定めた法律。

・閣法 198 21

大学等における修学の支援に関する法律

・・・大学、高等専門学校、専門課程をおく専修学校における学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 198 22

学校教育法等の一部を改正する法律

・・・大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこと、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事

の新設等を定めた法律。

・閣法 198 23

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律

・・・農地中間管理事業に係る手続の簡素化,農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化,農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等を定めた法律。

・閣法 198 24

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

・・・アイヌ文化の振興,アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発,これらに資する環境の整備に関する基本理念,国等の責務,政府の基本方針の策定,民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置,アイヌ政策推進本部の設置等を定めた法律。

・閣法 198 25

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律

・・・医療保険の保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設,医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設,医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設,被扶養者の要件の適正化等を定めた法律。

・閣法 198 27

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律

・・・建築士に対する小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価やその結果の建築主への説明の義務付け,建築物エネルギー消費性能基準への適合義務等の対象となる特定建築物の範囲の拡大,認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例の拡充等を定めた法律。

・閣法 198 28

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律

・・・民事執行における債務者の財産状況の調査に関する規定の整備,不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する規定の新設,子の引渡しの強制執行及び国際的な子の返還の強制執行に関する規定の整備等を定めた法律。

・閣法 198 29

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

・・・防災上重要な農業用ため池の指定,必要な防災工事の施行を命ずることができること等を定めた法律。

・閣法 198 30

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律

・・・登記官による表題部に登記すべき所有者の探索,当該探索の結果に基づく登記,当該探索の結果表題部に登記すべき所有者の全部・一部を特定できなかったものについて裁判所が選任する管理者による管理等の措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 198 32

特許法等の一部を改正する法律

・・・特許権侵害訴訟について,当事者の申立てにより裁判所が指定する査証人が,侵害の事実の有無の判断に必要な証拠収集を行うための査証を行い,裁判所に報告書を提出する制度の創設,画像及び建築物を意匠権の保護対象に追加すること等を定めた法律。

・閣法 198 33

自然環境保全法の一部を改正する法律

・・・沖合海底自然環境保全地域の指定及び当該地域内における海底の形質を変更するおそれがある特定の行為に対する許可制度の創設等を定めた法律。

・閣法 198 34

国会議事堂,内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等,外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小

型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律

・・・国会議事堂,内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等,外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に防衛大臣が指定する防衛関係施設を追加すること等を定めた法律

。

・閣法 198 35

電気通信事業法の一部を改正する法律

・・・電気通信事業者等について電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為の追加,当該契約の締結の媒介等の業務を行う者の届出義務等を定めた法律。

・閣法 198 39

道路運送車両法の一部を改正する法律

・・・一定の条件の下で自動車を自動的に運行させることができる装置を保安基準の対象装置として追加すること,当該装置に組み込まれたプログラム等の改変による自動車の改造に係る行為についての許可制度の創設,自動車検査証の電子化等を定めた法律。

3.5月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

波光 巖/横田直和 著 日本加除出版 314頁 3,672円
Q&A業務委託・企業間取引における法律と実務

井上 治/猿倉健司 著 清文堂 287頁 3,240円
不動産業・建設業のための改正民法による実務対応

中込 一洋/著 弘文堂 356頁 3,024円
実務解説 改正相続法

満田 忠彦 小坏 眞史 松田 章/編 青林書院 394頁 5,400円
借地借家モデル契約と実務解説

香川希理/編著 学陽書房 212頁 2,916円
トラブル事例でわかる マンション管理の法律実務 書式から業界の慣習まで

4.5月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

日本弁護士連合会刑事調査室 編著 日本評論社 180頁 1,944円
起訴前・公判前整理・裁判員裁判の弁護実務

小松陽一郎/伊原友己 編 青林書院 591頁 8,100円
最新青林法律相談21 特許・実用新案の法律相談

小松陽一郎/伊原友己 編 青林書院 614頁 8,100円
最新青林法律相談22 特許・実用新案の法律相談

兼児敏浩 監修/楠井嘉行 編著 ぎょうせい 178頁 2,700円
医療現場でのクレーム・トラブルQ&A 初期対応から法的対応まで

京野哲也/林 信行編著 中川佳男/山田圭太/花房裕志/佐々木久実/著 日本加除出版 392頁 4,320円
Q&A 若手弁護士からの相談374問

5. 発刊書籍<解説>

「Q&A業務委託・企業間取引における法律と実務」

小売業,運送業,建築業などにて実務上締結されている業務委託契約に関し,下請法や独禁法などの関連法令について解説されている。各契約書のひな型や公正取引委員会のガイドラインや通知なども掲載されており,実務上役に立つ本である。

「医療現場でのクレーム・トラブルQ&A 初期対応から法的対応まで」

いわゆる医療事故に限らず,病院で日常的に起こり得る諸問題について,比較的平易に法的対処法が解説されている。チャートなども掲載されていて,読みやすい本である。病院或いは患者側から法律相談を受ける際などに利用できる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。